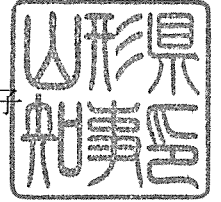


エネ 第 40 号
令和5年6月28日

鶴岡持続可能社会研究所
鶴岡市議会議員 草島 進一 様

山形県知事 吉村 美栄子



遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状への回答に対する
見解と再質問について

貴殿より、令和5年4月20日付けで提出されたこのことについて、別紙のとおり回答
します。

令和5年4月20日遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状への回答に対する 見解と再質問に対する回答

御質問の内容を確認したところ、大きく3点と考えますので、次のとおり回答いたします。

質問1

- 先生方の反論、又、文章に指摘した(●→(赤字)部分)のコメントへの見解を求めます。
- 改めて、「必要な隔離距離や住民の健康を保護するために許容される風車の建設位置は、騒音の予測値と過去の科学的知見と比較して検討すべきではないか。」に科学的な回答を求めます。
- この試算値、特に不眠症リスク 255 人は、影山先生らの疫学調査で深刻な不眠症を生じる音圧レベルを踏まえたものです。この試算を県はどのように捉え、対処するのか、事業者の見解も改めて求めます。反論があれば科学的に反証いただきたいと存じます。

(回答)

令和5年3月28日付けで回答したとおりですが、風力発電は、風による自然の音が生じる状況で稼働するものであることから、環境アセスメントにおける指針値は、残留騒音（一過性の特定できる騒音を除いた騒音）の値に5dBを加えた値とされています。このため、残留騒音の扱いが明らかではない当該ソフトウェアの試算値だけをもって一概に影響があるという評価は難しいと考えております。

なお、環境アセスメントにおいて風車騒音を評価する際は、事業者が現地で風の状況を踏まえた残留騒音を実測したうえで、風車建設後の影響を評価することとなります。

質問2

- ダム開発など公共事業でとられている、住民参加をともなった合意形成プロセス、デュエプロセス（手続き）に欠陥がある、と考えますが、見解を伺います。

(回答)

県では住民の皆様からの御意見をいただくため、町内6地区での住民説明会や区長会研修会等の開催のほか、パネル展示や町報掲載、フォトモンタージュを含む洋上風力発電の取組み概要の全戸配布など、遊佐町とともに理解醸成に向けた取組みを行ってきました。

また、これらの取組みにより頂戴した御意見や懸念事項については、地域住民代表者も参加する「遊佐沿岸域検討部会（遊佐部会）」や「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議（全体会議）」においても議論を重ね、対応の方向性を確認しながら進めてきております。更に、法定協議会の議論にも反映したうえで、「協議会意見とりまとめ」の合意に至っております。

なお、今後も法定協議会において議論が継続されることとなります。

質問3

- 風車音と離岸距離の関係においては、デンマークで風車音の音圧レベルを踏まえて離岸距離を確保している事例があります。離岸距離をしっかりと確保する必要があるのではありませんか？見解を求めます。
- 風車騒音と健康、景観、生態系配慮の面から、リスクが大きい着床式ではなく、「浮体式風力発電を、離岸距離 22km を確保して建設する」計画に変更することを強く提言します。見解を求めます。

(回答)

本県における洋上風力発電の取組みは、質問2で回答したとおり、住民の方々への説明や議論を踏まえながら、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）のプロセスに沿って進めております。

なお、頂戴した御意見については、国へ情報提供します。